

社会福祉法人小樽市社会福祉協議会公式ソーシャルメディア運用要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人小樽市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が公式ソーシャルメディアを地域住民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(ソーシャルメディアの定義)

第2条 **Twitter**、**Facebook** 等、インターネット上のサービスを利用して、情報を発信あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報の伝達媒体をいう。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) **Twitter**

米国 **Twitter** 社の提供するソーシャルメディアサービスで、インターネットを利用し、140字以内の文章を不特定多数の利用者と共有するサービスをいう。

(2) **Facebook**

米国 **Facebook** 社の提供するソーシャルメディアサービスで、利用者との交流のために作成されたページをいう。

(3) アカウント

Twitter 及び **Facebook** を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

(4) ツイート

Twitter に文章を投稿する行為及び投稿された文章をいう。

(5) リプライ

Twitter に他の利用者のツイートに返信することをいう。

(6) リツイート

Twitter に他の利用者のツイートを引用して投稿することをいう。

(7) フォロー

Twitter に他の利用者のツイートを受信するようにアカウントを登録することをいう。

(8) 投稿

Facebook に文章や写真等を公開する行為及び公開された文章をいう。

(9) いいね！

Facebook に他の利用者の投稿に対してワンクリックで肯定的な意思を示すことを

いう。

(10) コメント

Facebook に他の利用者の投稿に対して文章で返答することをいう。

(11) シェア

Facebook に他の利用者の投稿を引用し、自分のコメントを付けて投稿する等、他アカウントと情報を共有することをいう。

(運用主体)

第4条 公式ソーシャルメディアの運用主体を本会とし、アカウント管理、パスワード管理を行う。

- 2 ユーザー名は Twitter を「otarushakyo」、Facebook を「chihuku@otaru-shakyo.jp」とする。

(掲載内容)

第5条 公式ソーシャルメディアには、次に掲げるものを掲載する。

- (1) 本会の事業に関するもの
- (2) 本会の地域福祉活動に関するもの
- (3) 被災地支援に関するもの
- (4) その他本会が適切と判断するもの

(リプライ、リツイート、フォロー及び投稿、いいね!、コメント、シェアの制限)

第6条 Twitter のリプライ、リツイート、フォロー及び Facebook の投稿、いいね!、コメント、シェアについては適宜行う。

(禁止事項)

第7条 本会は、次の各号に掲げる投稿を利用者に予告なく削除することができる。

- (1) 法律、法令等に違反するもの又は違反する恐れがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 著作権、商標権、肖像権等、本会又は第三者の知的財産権を侵害するもの
- (4) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (7) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (8) 本人の承諾なく個人情報や特定、開示、漏洩する等、プライバシーを害するもの
- (9) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (10) 他の利用者又は第三者になりすますもの

(11) その他、本会が不適切と判断するもの

(免責事項)

第8条 本会は、公式ソーシャルメディアにおける情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証をする義務を負うものではなく、次の各号に掲げる事項に起因する損害については、一切責任を負わないものとする。

- (1) 利用者が公式ソーシャルメディアを利用したこと又は利用できなかったことにより生じるいかなる損害
- (2) 利用者から投稿されたコンテンツ（コメント、写真、動画等）により生じる損害
- (3) 公式アカウントに関連して利用者間又は利用者と第三者でトラブル・紛争等が発生した場合
- (4) 公式アカウント以外の同名称を揚げたアカウントがある場合

(著作権等)

第9条 公式ソーシャルメディア運用の情報に関する知的財産権は、本会又は正当な権利を有する者に帰属する。利用者は、私的使用のための複製や引用等、著作権法上認められた場合及びシェア機能等の使用による転載等を除き、無断で複製・転載することはできない。

- 2 投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属するが、投稿されたことをもって、利用者は本会に対し投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳等を含む）権利を許諾したものとし、著作権等を行使しないことに同意したものとする。

(運用要領の変更)

第10条 本会は、この運用要領を予告なく変更する場合がある。

(運用の停止又は終了)

第11条 本会は、運営が困難になった場合には、その理由をホームページに明記し、公式ソーシャルメディアの運用を停止することができる。

(その他)

第12条 この運用要領に定めるもののほか、ソーシャルメディアの適正な運用に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この運用要領は、令和3年8月1日から施行する。
(ただし、令和3年4月1日より適用するものとする。)